

事業主 殿

愛媛労働局長 登録8号
登録満了日 令和4年11月20日
(公社)愛媛労働基準協会

2019年9月 玉掛け技能講習 開催案内

労働安全衛生法第61条により、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン及びデリック又は制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛け業務は、玉掛け技能講習の修了者でなければ就業できないことになっています。

今回、次の要領で「玉掛け技能講習」を開催しますので受講されますようご案内致します。

1 開催日時及び会場

	日 時	会 場	受講科目	時間(H)
学 科	2019年 9月9日(月)～10日(火)	紙産業技術センター 2階研修室 (向かって左側建屋) 四国中央市妻鳥町乙127 TEL:0896-58-2144	・クレーン等の玉掛けの方法	7
	1日目 8:50～17:00 2日目 8:40～16:50		・玉掛けに必要な力学に関する知識 ・クレーン等に関する知識 ・関係法令 ・学科試験(講習修了後)	3 1 1
実 技	9月11日(水)～13日(金)	愛媛労働基準協会 四国中央支部 四国中央市妻鳥町2608-1 TEL:0896-29-5511	・クレーン等の玉掛けの方法	6
	の協会が指定した1日 8:40～17:00		・クレーン等の運転のための合図 ・実技試験	1

2 受講料・テキスト代 ※ 2019年4月以降の講習より受講料が改定されています。

種別	種 別 条 件	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計
1	免許所有者(該当免許) クレーン・移動式クレーン デリック・揚貨装置 技能講習修了者(該当講習) 床上操作式クレーン技能講習 小型移動式クレーン技能講習	19,440	1,700	21,140
2	種別1に該当しない者	21,600	1,700	23,300

3 申込方法

当協会ホームページ掲載又は四国中央支部備付けの受講申込書に必要事項を正確に記入、写真(縦3.0cm×横2.4cm)2枚を貼付し受講料、テキスト代を添え申込み下さい。
なお、種別1の該当者は該当する免許証又は修了証のコピーが必要です。

4 申込受付:講習日の2ヵ月前から14日前までの期間

- 5 その他 ① 納入された受講料は、欠席の場合でもお返しいたしません。
② 筆記用具(HB又はBの鉛筆・シャープペンシル、消しゴム)電卓を持参下さい。
③ 実技講習には、ヘルメット・安全靴・革手袋・雨カッパ・筆記用具・電卓を持参下さい。
④ 遅刻等で受講時間不足時には、修了証交付ができませんのでご注意下さい。

6 申込・問合せ

四国中央支部 四国中央市妻鳥町2608-1 TEL.0896-29-5511

切り取り線